

第5節 ひとり親家庭や低所得者に対する福祉の充実

1 現況と課題

- (1) 母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭は、離婚などによって年々増加傾向にあり、それらの家庭では育児や仕事、生活上の不安や悩みを抱えています。安定した生活ができるよう、相談機能の充実や生活支援の充実が求められています。
- (2) 本町における生活保護世帯数は、平成21年3月31日現在47世帯、70人で、ここ数年ほぼ横ばいで推移していますが、被保護者の高齢化や保護期間の長期化が進んでいます。低所得世帯の生活困窮世帯については、生活の安定に向けて経済的自立と生活意欲の高揚を促すため、生活の相談指導体制を充実させるとともに、生活保護制度の適正な運用の取り組みが必要です。



2 基本方針

安定した生活ができるよう、それぞれの実情に応じた相談機能や生活支援の充実に努めます。

3 施策の内容

(1) 生活相談機能の充実及び生活支援の充実

- ①関係機関や社会福祉協議会との連携を図り、母子家庭及び父子家庭のそれぞれの実情に応じた相談機能の充実に努めます。
- ②母子及び寡婦福祉資金貸付制度の適切な推進に努めます。
- ③県や関係機関と連携し、生活保護制度の適正な運用に努めます。

4 計画事業

- ①母子及び寡婦福祉資金貸付制度

